平成２４年（フ）第１１２号
山形市薬師町１丁目13番12号
債務者　加藤　　聖
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０２号
宮崎県宮崎市大字大瀬町3741番地７
債務者　尾﨑　宗春
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７４４号
横浜市中区本牧緑ケ丘89番地１　クオス横濱山手103号室
債務者　齊藤　将彦
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　正和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２８号
岐阜市天王町１番地２
債務者　奥村　祥広
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　御子柴　慎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３２９７号
札幌市北区新琴似12条14丁目７番16号
債務者　向井　政幸
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９８８号
札幌市東区北41条東１丁目１番１―304号
債務者　松本　浩司
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３２８号
札幌市北区北29条西９丁目２番５―503号
債務者　中河　美貴
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４３５号
札幌市中央区北３条西29丁目１番37―112号
債務者　一ノ瀬美香子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４４号
札幌市豊平区美園７条１丁目４番18号　創苑13号
債務者　中谷　節子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７９号
札幌市白石区南郷通６丁目南３番12―103号
債務者　北　　良幸
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８８号
札幌市東区北15条東15丁目２番５号　八重樫ハウス
債務者　宮本　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４８９号
札幌市東区北15条東15丁目２番５号　八重樫ハウス
債務者　宮本　ミネ
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９０号
札幌市白石区栄通８丁目３番28―105号
債務者　村田美知代（旧姓桂川）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５１０号
北海道江別市野幌代々木町79番地　改Ｂ二41―12
債務者　山中麻依子（旧姓元田）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５４２号
札幌市手稲区前田１条４丁目２番７号　稲積ハイツＢ―202号
債務者　佐藤　　章
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６３号
群馬県前橋市東金丸町171番地47
債務者　神村　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１６６号
群馬県前橋市力丸町435番地５
債務者　佐藤　栄子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係